令和７年４月　　横浜市こども青少年局こども家庭課

横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業

◎ひとり親家庭等日常生活支援事業とは

〇母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、離婚や死別、家族の病気などにより**一時的に**家事・育児に困っている時、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、短期間のお手伝いをします。

◎対象者　母子及び父子並びに寡婦福祉法」に定める母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦

※母子家庭の母、父子家庭の父とは

配偶者（内縁関係を含む）が死亡、もしくは離婚等により、配偶者がいない状態となった方がその後も婚姻（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含む）をせずに 20 歳未満の児童を扶養している家庭のお母さん又は、お父さんです。

※寡婦とは

かつて、母子家庭であった方で、子が成人していて、現在も配偶者のいない方です。

◎利用できる事由

〇社会的な事由（疾病、冠婚葬祭、お仕事の都合など）
〇自立に向けた必要な事由（技能習得に向けた通学や、就職活動など）
〇生活環境の大きな変化（ひとり親になって間もないなど）

◎支援内容　支援の種類は、「生活援助」と「子育て支援」です。

支援の種類	子育て支援	生活援助
〇支援内容	・乳幼児の保育 （授乳、おむつ交換、沐浴介助、育児環境の整備など） ・児童の生活指導 （衣類の着脱、洗面、手洗い、排泄）	・食事の世話 ・住居の掃除 ・身の回りの世話 ・生活必需品の買い物
〇支援場所	原則として支援員（ヘルパー）の居宅 ※利用者居宅における子育て 支援についても応相談。	利用者の居宅

※注意

〇支援ができるのは**日常で生じる最低限の家事・育児**です。範囲を超える支援はできかねます。
〇利用できる期間は、**概ね６か月までの短期支援**です。
〇利用できる頻度は**月 10 日、1 年度 240 時間**までです。超過分は全額自己負担になります。
〇小学生以下のお子様がいる方は、お仕事の残業等で帰宅が遅くなる場合等に限り、定期的な利用が可能です。※ただし、お子様と留守番をする範囲の中でできる家事に限ります。利用できる頻度は、規定通り月 10 日、1 年度 240 時間までです。

◎手続きの流れ

申請者（あなた）

こども青少年局
こども家庭課

ヘルパー事業者

①申請書の提出

横浜市「証明書交付申請書」と必要書類をご提出ください。

詳しくは３ページ「申請書類」をご確認ください。

②証明書の発行

こども青少年局こども家庭課から、証明書を送付します。

③で必要な「日常生活支援事業登録申込書」も同封します。この証明書の送付まで、概ね３週間程度かかりますのでご了承ください。

また、証明書の有効期限は申請日が属する年の12月31日までとなります。

翌年1月以降のご利用については、「⑤更新の場合」の項目をご参照ください。

③事業者への登録申し込み

選択する受託事業者１者に対し、事前連絡の上、「日常生活支援事業登録申込書」を提出し、登録申し込みをしてください。

④支援開始

③にて受託事業者と契約が成立しましたら、ご利用の前に、事業者に派遣希望内容をご相談ください。

相談の連絡方法及び申込期限等は事業者により異なります。

なお、派遣日時については事業者の状況により、ご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。

また、利用日程の変更（又は中止）は、事業者が定める期日までに、事業者にご連絡ください。期日以降にキャンセルした場合は、事業者が定めるキャンセル料を直接事業者へお支払頂きますのでご注意ください。

⑤証明書の更新

証明書の有効期限（申請日が属する年の12月31日まで）が満了し、翌年１月以降も利用したい場合は、11月中に①を提出し証明書の交付を受け、12月の第３金曜日までに③の申し込みを再度行ってください。

◎申請書類

①全員必要なもの

1　申請書
2　申請者本人の個人番号カード（両面）　または　通知カード（表面）のコピー
3　世帯全員の住民票の写し（原本）
　※個人番号の記載は不要です。
　※本籍・世帯主の氏名及び続柄、外国人記載事項の表示は省略しないでください。
　※申請日から１か月以内の物を添付してください。

申請書の
ダウンロード
はこちら

②①に加えて必要になる書類

●上記①２が通知カードのコピーの場合、次のア～エのいずれか１点（写真が入ったページ）
　ア　運転免許証　　イ　身体障害者手帳　　ウ　精神障害者福祉保健手帳
　エ　在留カードまたは特別永住者証明書
　またはカ～ケのいずれか２点のコピー
　カ　国民健康保険証　　キ　健康保険証　　ク　国民年金手帳
　ケ　児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書

●申請日現在、児童扶養手当を受給していない場合、次のサ、シのいずれか１点
　サ　当該申請者及び申請者が扶養している児童等の戸籍全部事項証明
　シ　当該申請者及び申請者が扶養している児童等の戸籍謄本
　※申請日から１か月以内の物を添付してください。

＜問合せ・申請書送付先＞

〒231－0005　横浜市中区本町６－５０－１０
横浜市こども青少年局　こども家庭課　日常生活支援事業
TEL：045-671-2390　FAX：045－681－0925

◎令和７年度事業者一覧

※派遣時間以外の早朝・深夜や、下記の利用可能日以外での利用可否については、事業者に直接お問合せください。ただし、いずれの時間帯も事業者の状況により、ご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。

※トラブル防止のため、利用予定日時直前の日程変更やキャンセルなどの場合は、必ずお電話にて事業者にご連絡ください。メール連絡の場合、事業者が事前に確認ができず、事業者が定めるキャンセル料の対象となることがあります。

①生活援助及び子育て支援の実施事業者

事業者名	所在地	問合せ	派遣可能区	派遣時間	利用可能日
社会福祉法人 たすけあいゆい （たすけあいゆい　わかば）	〒232-0041 南区睦町1-31-1	730-3466	南区	9:00 ～ 18:00	月から金 （祝祭日、お盆 年末年始を除く）
株式会社 明日香	〒112-0002 東京都文京区 小石川5-2-2 明日香ビル３F	03- 6912-2125	鶴見区・ 神奈川区・ 西区・中区・ 磯子区・ 港北区・ 緑区・ 戸塚区・泉区	9:00 ～ 17:00	月から金 （祝祭日、 年末年始を除く）
特定非営利活動法人 さくらんぼ	〒246-0022 瀬谷区三ツ境 17-1	363-8037 nankuru@sakuranbo.or.jp	旭区 瀬谷区	8:00 ～ 18:00	月から金 （年末年始を除く、土日は応相談）
特定非営利活動法人ピッピ・親子サポートネット （ピッピ・ヘルパーケア）	〒225-0024 青葉区市ケ尾町 1161-8 くらしてらす２階	342-5674 pphelper@npo-pippi.net	青葉区	9:00 ～ 18:00	月から金 （祝祭日、 年末年始を除く）
福祉協会つるみ（鶴見） 福祉協会たすけあい（港北）	〒230-0062 鶴見区豊岡町7-10 パーライトビル８階	鶴見 717-5885 港北 402-8738	鶴見区 港北区	8:45 ～ 17:30	月から金 （祝祭日、 年末年始を除く）

事業者名	所在地	問合せ	派遣可能区	派遣時間	利用可能日
湘南コンシェル	〒220-0004 西区北幸1-11-1 水信ビル７階	0466-54-3270 info@ss-consul.net	全区	9:00～18:00	月から金（祝祭日、お盆、年末年始を除く）
エフィラグループ株式会社	〒222-0033 港北区新横浜2-6-13 新横浜ステーションビル７階	594-8945	全区	7:30～18:30	月から土（祝祭日、年末年始を除く）
愛コープ　港北事業所	〒 222-0033 港北区新横浜３-13-6 新横浜葉山第３ビル603	470-6441	鶴見区・神奈川区・西区・中区・保土ケ谷区・旭区・港北区・青葉区・緑区・都筑区	9:00～18:00	月から金（祝祭日、お盆、年末年始を除く）
特定非営利活動法人 びーのびーの	〒222-0021 港北区篠原北 １－２－18	080-6591-1986	鶴見区、神奈川区、港北区、緑区、都筑区、	8 :00 ～21:00	月～日（年末年始を除く）
株式会社ベアーズ ※お電話の場合は【1631-1379】をお伝えください	〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 ２－１－１	0120-552-445	全区	9:00 ～18:00	年中無休

②生活援助のみの実施事業者

事業者名	所在地	問合せ	派遣可能区	派遣時間	利用可能日
特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ たすけあい せや	〒246-0022 瀬谷区三ツ境109-3-301	366-6105 tasukei.92.seya@vesta.ocn.ne.jp	瀬谷区	9:00 ～ 18:00	月から金（祝祭日、年末年始を除く）
NPOワーカーズくまさん	〒226-0006 緑区白山3-1-9	938-5513 kumasantakeyama@yahoo.co.jp	緑区	9:00 ～ 17:00	月から金（祝祭日、お盆、年末年始を除く）